

## 電気自動車等導入企業支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 電気自動車等導入企業支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。)および安全環境部環境政策課所管補助金等交付要綱(平成15年8月12日。以下「要綱」という。)の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 「電気自動車(以下EVという。)」とは、搭載された電池(燃料電池を除く)によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (2) 「プラグインハイブリッド自動車(以下PHVという。)」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 充電設備とは、EV及びPHVへ充電する機能をもつ設備をいう。
- (4) 「充放電設備(以下V2Hという。)」とは、EV等に搭載された電池から電力を給電するための直流/交流変換回路をもち、EV等と建物の間で電力の充給電を行う設備をいう。
- (5) 「経済産業省補助金」とは、次世代自動車等の購入に要した経費の一部を助成する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」もしくは「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業(以下「補助対象事業」という。)は、県内へEV、PHV、充電設備、V2Hを自家用として導入する事業とする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に引き続いて1年以上事業所等を有する法人(国、地方公共団体、独立行政法人等を除く)のうち、電気自動車等導入企業支援事業補助金対象車両の災害時等における支援登録制度要領の内容に同意した上で、制度に登録し、災害時には、県の要請に応じ、可能な範囲で避難所等における電力供給に協力する者
- (2) (1)に対してリース契約した事業者

(補助対象となるEV、PHV、充電設備、V2Hの要件)

第5条 補助対象となるEV、PHVは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 別紙「電気自動車等導入企業支援事業補助金募集要領(以下、「募集要領」という。)」に定める募集期間内に初度登録が行われていること。
- (2) 別表1に含まれる銘柄であること。
- (3) 専ら自家用に供し、県内を拠点として使用すること。(自動車検査証における「使用の本拠

の位置」が県内にて登録されること。)

- (4) リース事業者が補助対象者となる場合、この事業による補助金相当額をEV、PHVの利用者が負担するリース料に充当すること。
- (5) 自動車販売業者が、車両の販売促進活動(展示、試乗等)に使用する車両でないこと。

2 補助対象となる充電設備またはV2Hは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 保証書の保証開始日が、募集要領に定める期間内であること。
- (2) 別表1に含まれる銘柄であること。
- (3) 充電設備またはV2Hの設置位置は、補助対象となるEVまたはPHVの「使用の本拠の位置」であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額については、次のとおりとする。

- (1) EV、PHV  
別表1にある各銘柄に設定されている額とする。
- (2) 充電設備、V2H  
別表1にある銘柄に対して、購入価格(税抜き)の1/4または別表1にある補助上限のいずれか低い額とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助対象者が、補助金の交付申請をするときは、補助金交付申請兼実績報告書(様式第1号)に募集要領に定める必要書類を添えて、募集期間内に提出しなければならない。なお、充電設備またはV2Hの補助金を申請する場合は、必ずEVまたはPHVの補助金交付申請と同時にを行うこと。(EVまたはPHVのみの申請はできるが、充電設備またはV2Hのみの補助金交付申請はできない)

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助対象者に対し書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助対象者は、前条による決定通知を受けた後において、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付(概算払)請求書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、補助金額の確定を行った時には、補助対象者に対し、書面により通知するものとする。

2 補助金額の確定等により、返納の必要が生じた場合には、補助対象者は、指定された期日までに返納しなければならない。

(処分制限の期間)

第11条 EV、PHVの処分制限の期間については4年、充電設備、V2Hの処分制限の期間については5年とする。ただし、やむを得ない事情により処分しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第4号)を提出するものとする。

2 知事は、前号の規定による提出があったときは、内容を審査し、必要に応じて補助金の全部または一部の返納を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第12条 補助対象者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則(令和4年7月6日)

この要領は、令和4年度の補助金から効力を有するものとする。